幼児教育・保育の利用料無償化のご案内

～ 令和8年10月版 ～

３歳から５歳までの幼稚園、保育所等を利用する
お子さんの利用料を無償化しています。
※０～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんも対象になります。

《利用施設により無償化の方法が異なります》

利用料を無償化

認可保育所
新制度幼稚園
認定こども園
地域型保育事業所

◆企業主導型保育事業所については
利用施設にお問い合わせください。

利用料を無償化

障害児通所支援事業所等
（児童発達支援、医療型児童発達支援、
保育所等訪問支援、障害児入所支援等）

上限金額まで補助

私学助成幼稚園

幼稚園・認定こども園（教育）の
預かり保育

認可外保育施設等
＊認可外保育施設　（居宅訪問型保育事業を含む）
＊一時保育事業　（24時間緊急一時保育事業を含む）
＊病児・病後児デイケア事業（ID:1009265）
＊子育て援助活動支援事業（ID:1034087）
（名古屋のびのび子育てサポート事業）

の施設の無償化に際しては
「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

名古屋市　幼児教育・保育の無償化　検索　（ID:1009353）

無償化の対象者・施設

◆保育所等の延長保育料については、保護者負担となります。
◆名古屋市外にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。
◆無償化対象施設一覧（ID:1009356）

お子さんの年齢や世帯の状況、利用施設の種類により、認定や無償化の方法が変わります。

★スタート★

保護者共に保育の必要性がありますか？

保育の必要性って何？ という方は右のページをご確認ください

保育の必要性がない（※1）

利用対象施設	3～5歳児クラス	満3歳児（※2）
新制度幼稚園 認定こども園（教育）	利用料全額 1号	
私学助成幼稚園	利用料上限28,000円 新1号	
認可外保育施設等	保育の必要性がない方は無償化対象外です	
認可保育所等 認定こども園（保育）	保育の必要性がない方は施設の利用ができません	

保育の必要性がある（保護者が共に就労している等）

利用対象施設	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス（※1） 満3歳児（※2） 課税世帯	0～2歳児クラス（※1） 満3歳児（※2） 非課税世帯等	0～2歳児クラス（※1） 非課税世帯等
新制度幼稚園 認定こども園（教育）	利用料全額＋預かり保育(※3) 1号 新2号	利用料全額 1号	利用料全額＋預かり保育(※3) 1号 新3号	
私学助成幼稚園	利用料上限28,000円＋預かり保育(※3) 新2号	利用料上限28,000円 新1号	利用料上限28,000円＋預かり保育(※3) 新3号	
認可外保育施設等	利用料上限40,300円（※4） 新2号			利用料上限45,700円（※4） 新3号
認可保育所等 認定こども園（保育）	利用料全額 2号			利用料全額 3号 ※3歳の誕生日前日からは 2号

（※1）0～2歳児クラスで無償化対象となるのは保育の必要性がある住民税非課税世帯等のみです。
（※2）「満3歳児」とは、3歳になった日から最初の3月31日までにあるお子さんを指します。受入年齢は園によって異なります。
（※3）預かり保育利用料の月額の無償化上限金額は、490円×預かり保育利用日数となります。（最大12,300円まで/新3号認定の方は最大17,700円まで）
（※4）幼稚園や認定こども園と認可外保育施設等を併用する場合の無償化については、次の項目をご確認ください。

幼稚園や認定こども園（教育）と認可外保育施設等を併用する場合

保育所や幼稚園等に在籍している場合は、原則**認可外保育施設等は無償化の対象になりません**。
ただし、在籍している幼稚園や認定こども園（教育部分）が一定の基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施していない場合は、預かり保育の上限金額の範囲内で認可外保育施設等も無償化の対象になります。

※各園の併用無償化の可否については、名古屋市公式ウェブサイトをご覧いただくか、各園にお問い合わせください。

幼稚園・認定こども園の平日開所時間・預かり保育実施日数の例 ※各園の年度ごとの計画で判定。	認可外併用可否
例① 平日9～16時（7時間）、年間210日 例② 平日8～18時（10時間）、年間190日 例③ 平日9～17時（8時間）・毎週水曜日は9～16時（7時間）、年間210日	可
例④ 平日8～18時（10時間）、年間210日	不可

就学前の障害児の発達支援と幼稚園（または保育所等）を併用する場合は、両方とも無償化の対象になります。
なお、就学前の障害児の発達支援を利用する場合には障害福祉サービスの受給者証が必要になります。

多子世帯の方へ

多子軽減制度

保育所・認定こども園に通う0～2歳児クラスのお子さんの利用料は、第２子は半額（要件を満たす場合）、第３子以降は無料となります。詳しくは「名古屋市　教育・保育情報サイト　ここなご」でご検索ください。

詳細はこちら

認定の種類について

教育・保育給付認定
（1号・2号・3号認定）

1号　2号　3号

保育所・認定こども園・新制度幼稚園等を**利用する場合**に受ける認定です。
この認定を無償化でも使用します。

施設等利用給付認定
（新1号・新2号・新3号認定）

新1号　新2号　新3号

私学助成幼稚園・預かり保育・認可外保育施設等の**利用料を無償化する場合**に受ける認定です。
（施設やサービスの利用自体には認定は不要）

2号　3号　新2号　新3号 **を受ける場合は…**

保護者共に「保育の必要な事由」に該当する必要があります。また0～2歳児クラスの方は、無償化に際しては更に「住民税非課税世帯等であること」も要件となります。

保育の必要性の認定について

《保育の必要性の認定とは》

家庭でお子さんの保育ができない状況を証明する書類をもとに、市が定める「保育の必要な事由」に該当するかを確認し、認定することです。
認定区分によって無償化の対象となる施設やサービスが異なります。

★★保護者共に事由が必要です★★

事由	具体的な保護者の状況 ※事由によって、認定期間に定めがあります。	新２号・新３号必要書類 ★の書類は「保育を必要とする事由証明（申告）書」をご使用ください。
就労	月64時間以上、労働することを常態としている（1日1時間まで休憩時間を含む）	★名古屋市の様式の「就労証明書／保育を必要とする事由証明（申告）書」 ★内職証明書のいずれか
産前産後	出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にある	出産（予定）証明書、母子健康手帳（表紙と予定日の記載ページ）の写しのいずれか
疾病等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にある、または右に掲げる手帳の交付を受けている	★診断書、身体障害者手帳（1～4級）・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しのいずれか
親族介護	月16日以上かつ週16時間以上、同居の親族その他の者を介護することを常態としている	★介護に関する申告（証明）書 ★身体障害者手帳（1～3級）・愛護手帳（1～3度）・精神障害者保健福祉手帳の写しのいずれか
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっている	罹災証明書
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念している	★求職活動申立書
就学	月16日以上かつ週16時間以上、職業訓練を受けている、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校等において就学している	★就学証明書または在学証明書
発達援助	心身の発達に遅れのあるおおむね3歳以上のお子さんを監護しており、その子の障害の程度が別に定める基準を満たしている	お子さんの身体障害者手帳・愛護手帳の写しのいずれか
育児休業	原則、対象児が3歳クラス以上であって下の子の育児休業中である	★育休期間が分かる名古屋市の様式の就労証明書

新2号・新3号認定の方の現況届について

＜対 象＞ 新2号認定・新3号認定をお持ちの方（年長児を除く）
＜目 的＞ 現状の保育を必要とする状況や世帯の状況を確認するため
＜時 期＞ 年に1回、お手元に届きましたら、ご案内に沿って必要書類をご提出ください。

名古屋市での認定を初めて受ける方の手続きについて

受理した日以降の認定となります。
遡っての認定はできませんので
お早めにお手続きください。

私学助成幼稚園 幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する方

ステップ1
入所予定・在籍園を通して「認定申請書」「就労証明書／保育を必要とする事由証明（申告）書」を保護者に配付

ステップ2
「認定申請書」「就労証明書／保育を必要とする事由証明（申告）書」を保護者が**入所予定・在籍園**に提出（園が取りまとめて無償化事務センターに提出）

ステップ3
無償化事務センターから直接「認定通知書」を保護者に交付

認可外保育施設等を利用する方

ステップ1
名古屋市公式ウェブサイト（ID:1009354）、入所予定・在籍施設等で「認定申請書」「就労証明書／保育を必要とする事由証明（申告）書」を入手

詳細はこちら

ステップ2
「認定申請書」「就労証明書／保育を必要とする事由証明（申告）書」を保護者が**無償化事務センターに直接**提出

ステップ3
無償化事務センターから直接「認定通知書」を保護者に交付

※名古屋市内に転入される方についても、上記の認定手続きを行ってください。
（原則14日以内。遅れた場合、新２号・新3号認定は遡及不可）
※申請書を受理してから通知書の発行まで1か月ほどかかります。

お持ちの認定の内容に変更が生じた際の手続きについて

認定手続き後に認定の内容に**変更**が生じた場合は、**無償化事務センター**にて必要なお手続きをお願いします。

変更手続きに必要な書類は名古屋市公式サイトからダウンロードできます。（ID:1009354）

状況の例	提出様式
・世帯構成の変更等により名字が変わった	認定申請内容変更届
・名古屋市外に転居した ・無償化対象施設の利用を終了する ・保育の必要性がなくなった （私学助成幼稚園以外に在籍している場合）	認定取消届 （※市外転居の場合は名古屋市での認定が終了しますので、転居先の市町村で改めて認定手続きを行ってください）
・保育の必要性がなくなった （私学助成幼稚園に在籍している場合） ・保育を必要とする事由が生じた ・保育を必要とする事由や期間が変わる （求職活動⇒就労、就労⇒育児休業等）	認定変更申請書 （※新2・3号認定を希望する方は、保育を必要とする事由を証明できる書類を併せてご提出ください）
・新たな無償化対象施設の利用を開始する	施設等利用届
・就労先を変更した（事由の変更なし）	－ （※就労証明書をご提出ください）
・市内で転居した	転園を伴わない場合はお手続き不要です。

認定・請求に関する書類の提出先について

＜名古屋市無償化事務センター＞
〒461-0005　名古屋市東区東桜一丁目4-13　アイ高岳ビル９階　☎052-211-8606　★原則郵送

請求手続きについて

幼稚園・認定こども園の 預かり保育の利用料

ステップ1
在籍園に利用料を支払い、
「領収証・提供証明書」
を受け取る

ステップ2
在籍園を通して「申請案内」
を受け取り（**3か月ごと**）
「施設等利用費請求書」
「領収証・提供証明書」を
保護者が**在籍園に**提出
（園が取りまとめて無償化
事務センターに提出）

ステップ3
名古屋市から直接
認定保護者の口座に
施設等利用費をお支払い

認可外保育施設等の利用料

ステップ1
利用施設に利用料を支払い、
「領収証・提供証明書」
を受け取る

ステップ2
無償化事務センターから郵送で
「申請案内」を受け取り（**3か月ごと**）
「施設等利用費請求書」
「領収証・提供証明書」を
保護者が**無償化事務**
センターに切手を貼り
郵送で提出※

ステップ3
名古屋市から直接
認定保護者の口座に
施設等利用費をお支払い

※無償化事務センターの宛先は４ページ下部をご確認ください。
※初めての請求時、口座の変更時、認定保護者変更時は口座の写し（通帳の写し等）もご提出ください。

請求スケジュールについて

施設等利用費の請求・支払い時期は3か月ごとのサイクルを予定しています。
請求書が提出締切日までに到達しなかった場合は、請求書が到達した月の翌々月中旬頃のお支払いとなる予定です。

請求書を紛失された場合、
名古屋市公式ウェブサイトで
白紙の請求書をダウンロード
することができます。
（ID:1009354）

区分	申請案内送付時期	請求書提出締切時期	支払い時期
4月～6月利用分	7月上旬	7月末	9月中旬
7月～9月利用分	10月上旬	10月末	12月中旬
10月～12月利用分	1月上旬	1月末	3月中旬
1月～3月利用分	3月上旬	4月末	6月中旬

※請求期間は対象月の翌月1日から起算して2年間です。

私学助成幼稚園の利用料について

月額28,000円までの利用料の支払いが不要となります。
在籍園の利用料が月額28,000円を超える場合は、差額分のお支払いが必要です。

無償化の対象外となる経費について

無償化となるのは利用料（保育料）のみです。
主食費（ごはん代・パン代等）、副食費（おかず代やおやつ代・お茶代等）や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外です。
実費相当額を利用する施設にお支払いいただきます。

ただし、以下の表**「対象となるお子さん」**に当てはまる場合（3歳以上）は、**副食費**の徴収免除または補助の対象となります。　※無償化の対象が住民税非課税世帯に限定されている0～2歳児については現行の取扱いを継続します。

在籍している施設	対象となるお子さん	減免方法	手続きについて
認定こども園（保育） 保育所 （※3歳児クラス以上）	・年収360万円未満相当世帯のお子さん ・小学校就学前から数えて第3子以降のお子さん	徴収免除	免除対象となるための申請手続きは不要です。 徴収免除となる世帯は、利用者負担額等決定通知書の備考欄に別途文言が記載されます。
認定こども園（教育） 新制度幼稚園	・年収360万円未満相当世帯のお子さん ・小学校3年生から数えて第3子以降のお子さん		
私学助成幼稚園	・年収360万円未満相当世帯のお子さん ・小学校3年生から数えて第3子以降のお子さん	月額で一定額を上限に給付	対象となる方には在籍園を通して申請書を提出していただき、年に1回給付費を支給します。（※）
認可外保育施設等	副食費（食材料費）に関する免除・補助はありません。		

※上限や申請方法等は名古屋市公式ウェブサイト（ID:1009355）をご確認ください。

Q&A

Q1　3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？

A1　原則、3歳児クラスから5歳児クラス（年少から年長）までが無償化の対象となります。
ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等を踏まえ、3歳の誕生日の前日、または入園日のどちらか遅い日から小学校入学前までが無償化の対象となります。

Q2　認可外保育施設は全て無償化の対象となりますか？

A2　国の基準を満たした旨の証明書を取得しており、無償化のための必要な手続きを行った認可外保育施設が対象となります。対象施設について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイト（ID:1009356）をご覧ください。

Q3　名古屋市外の施設を利用している場合も無償化の対象となりますか？

A3　無償化の対象となります。なお、認定手続きや費用の請求は名古屋市に対して行っていただきます。

制度に関する問い合わせ先

《無償化に関すること・各種認定について》・《私学助成幼稚園の利用料等の無償化について》
子ども青少年局幼保企画課（高岳分室）　☎971-1101　✉a2524-05@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

《就学前の障害児の発達支援の無償化について》　🔍名古屋市子ども発達支援サイト「すてっぷサポート」
子ども青少年局子ども福祉課　☎972-2520　✉a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

◆就学前の障害児の発達支援に関するお問い合わせ先は、児童発達支援等の無償化パンフレット（PDF）をご覧ください。（ID:1009355）

このパンフレットは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。（R8.10）